

令和6年教育委員会第7回定例会会議録

開会日時 令和6年7月12日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時01分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花 高子
同職務代理者 谷部 憲子
委 員 井口 信二
委 員 上原 有美江
委 員 壺内 明
委 員 田中 健

議場出席委員

・教育次長	中島 俊一	・学校教育担当部長	山梨 智弘
・教育総務課長	山崎 淳	・学校環境整備担当課長 兼 学校施設担当課長	尾崎 隆夫
・学務課長	羽田 顕	・教育指導課長	谷合みやこ
・学校教育推進担当課長	江川 泰輔	・総合教育センター教育支援課長	二ノ宮 正信
・総合教育センター管理担当課長	土居 真喜	・統括指導主事	青木 大輔
・統括指導主事	田辺 留美子	・地域教育課長 兼 放課後支援課長	高橋 裕之
・生涯学習課長	柏原 正彦	・生涯スポーツ課長	宮木 亮
・中央図書館長	新井 秀成	・副参事（法規担当）	小山 利之

書記 ・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花 高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花 高子 委員 谷部 憲子 委員 井口 信二
以上の委員3名を指定する。

開会時刻 10時00分

○教育長 おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和6年教育委員会第7回定例会を開会いたします。

本日の議事録の署名は私に加え、谷部委員と井口委員をお願いいたします。

まず、傍聴につきましては1名の申出がございますけれども、本日の議案第47号につきましては特定の個人を識別され得る情報が含まれており、公開することに個人の権利・利益を害するおそれ、また公正かつ円滑な議事運営が損なわれるおそれがございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは、議案第47号につきましては非公開といたします。傍聴人の方には、非公開案件が終了した後に、お入りいただきます。

それでは、議事に入ります。本日は、議案等が2件、報告事項等が6件でございます。

それでは、議案第47号「葛飾区教育委員会いじめ問題対策委員会への調査の要請について」を上程いたします。

議案第47号「葛飾区教育委員会いじめ問題対策委員会への調査の要請について」

— 非公開 —

○教育長 以上で非公開とした案件が終了いたしましたので、事務局は傍聴人をお呼びください。

(傍聴人 入場)

○教育長 それでは、教育長より傍聴人の方に申し上げます。葛飾区教育委員会傍聴規則等の規定により、傍聴人は次の事項を守ってください。

1、傍聴人は、委員会の中では発言できません。

2、傍聴人は、静粛を旨とし、委員の言論に対して拍手など賛否をあらわすようなことはおやめください。

3、傍聴人は、写真撮影、録画、録音を行わないでください。なお、携帯電話の電源はお切りください。

4、傍聴人は、その他会議の妨げとなるような行為はしないでください。

なお、傍聴人にこれらの規則等に反する行為があった場合は、退席していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

それでは、次に議案第 48 号「葛飾区体育施設使用申請書の様式変更の承認について」を上程いたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、議案第 48 号「葛飾区体育施設使用申請書の様式変更の承認について」をご説明申し上げます。

「提案理由」といたしましては、葛飾区体育施設指定管理者より、葛飾区体育施設条例施行規則に基づく様式変更につきまして、承認申請を受けたものでございます。

2 枚、おめくりください。1 の該当様式につきましては、記載の 4 つの申請書や請求書につきまして、3 の変更概要に記載のとおり、サービス向上のため、各様式から届出者または代表者並びに請求者の印を削除すること、体育協会から葛飾区スポーツ協会への名称変更の対応など所要の変更を行うものでございます。

次のページからは、参考といたしまして、変更後の様式案を添付してございます。

最後に 5 「適用日」でございますが、「教育委員会による承認の日から」とさせていただいております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問などございましたらお願いしたいと思っております。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 48 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 48 号は原案のとおり可決といたします。

続きまして、報告事項等に移ります。

報告事項等の 1 「葛飾区立日光林間学園指定管理者からの令和 5 年度管理運営報告の概要について」の報告をお願いします。

学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 それでは、私から「葛飾区立日光林間学園指定管理者からの令和 5 年度管理運営報告の概要について」のご報告をいたします。

1 「報告趣旨」でございますが、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項及び葛飾区公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第 6 条に基づき、葛飾区立日光林間学園指定管理者から提出された令和 5 年度管理運営報告の概要について報告するものでございます。

なお、指定管理者として、国際自然大学校・宮ビルサービス共同体を指定しているところでございます。

2 「管理運営報告の概要」でございますが、まず、(1) 「宿泊利用件数」でございます。

令和5年度につきましては、合計で693件、前年より219件の増となっております。また、
(2)「宿泊利用人数」につきましては、令和5年度は合計で、1万5,182人、前年より6,364人の増となっているところでございます。

なお、移動教室につきましては、令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策として、期間を短縮し、1泊2日で実施しましたが、令和5年度は本来の2泊3日で実施したところでございます。

(3)「施設利用料金収入実績」でございます。ア「施設利用料金収入額」は、1,775万1,830円となっております。

次ページをご覧ください。イ「施設利用料金収入の区への還元」でございますが、年度協定書により、施設利用料金収入額が収入見込み額を超えた場合には、その超えた額の1割を乗じた額を区に還元することとなっております。令和5年度は、施設利用料金収入額が収入見込み額を上回ったため、還元額は34万5,183円となっております。

また、(4)「修繕」でございますが、施設及び備品の修繕につきましては、区からの貸付料により指定管理者が実施し、ア「指定管理者が実施した修繕」は19件、照明器具修繕等でございます。また、イ「修繕料の清算」といたしましては、返戻額が144万2,657円となっております。

また、(5)「燃料・光熱水費」でございますが、区からの貸付料により指定管理者が支払い、返戻額が852万7,676円となっております。

次ページをご覧ください。(6)「自主事業実績」でございます。ア「主な実施内容」につきましては、記載のとおりとなっております。また、イ「自主事業収益の区への還元」でございますが、年度協定書により自主事業の実施による収益があった場合は、その収益額の5割を区に還元することとなっております。令和5年度は自主事業の実施による収益があったため、区への還元額は6万3,826円となっております。

また、(7)「広報活動実績」でございますが、ホームページの運営、フェイスブック、インスタグラムの掲載、パンフレットの作成を年間通じて実施したところでございます。

また、(8)「モニタリング及びアンケートの実施」でございます。次ページをご覧ください。ア「指定管理者によるセルフモニタリング」でございますが、指定管理者が自らの業務について毎月セルフモニタリングシートを使用した自己評価を実施し、継続的な改善に取り組みしました。

また、イ「利用者満足度調査」でございますが、移動教室を実施した小学校及び一般利用者にはそれぞれアンケートを実施し、利用者ニーズの把握に努めました。

また、ウ「実施結果の反映」でございますが、セルフモニタリング及び利用者満足度調査の結果を基に、区と指定管理者で、管理運営業務改善のための協議を行ってまいりました。また、

移動教室実施校のアンケートで頂いた意見・要望につきましては、指定管理者と随時協議をしたところでございます。

(9) 「総括」でございます。移動教室については、令和4年度までは新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止や期間の短縮を行っておりましたが、令和5年度は本来の2泊3日の日程で、全校において実施することができました。

一般利用につきましても、前年度比で延べ2,730人増加し、コロナ禍前の利用状況に近づくことができたと考えております。

3「区の重点指導方針」でございますが、葛飾区立日光林間学園の管理に関する基本協定書及び年度協定書に基づき、安全・安心な施設管理を徹底していくとともに、豊かな自然や文化に触れ、楽しく学習ができる施設運営を行うように指導してまいります。

また、サービス向上への継続的な取組、積極的な広報活動や自主事業の実施により、一般利用者の集客を図っていききたいと考えております。

次ページをご覧ください。こちらは別紙1として令和5年度日光林間学園利用に関するアンケート結果を掲載してございます。1「移動教室実施校」49校においては、学園職員の対応、また食事の味付け、清掃の状態、ともに概ね良好な評価を頂いているところでございます。

次ページをご覧ください。こちらでは、一般利用者へのアンケート結果を掲載してございます。こちらも同様に、概ね良好な評価を頂いているところでございます。

次ページをご覧ください。こちらでは、一般利用者の交通手段につきましては、約7割が自家用車でご来場いただいているという結果でございます。

また、その後の行き先等につきましては各観光地等の方面のほか、スポーツ施設の利用も多くございます。合宿などで利用されている状況も多くあるものと考えてございます。

また、次ページ以降には、別紙2として、学園の財務状況を添付してございます。

私からの説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問やご意見がございましたらお願いしたいと存じます。

壺内委員。

○壺内委員 日光林間学園の移動教室について、人数などが正常に戻ってとてもうれしく感じしております。

アンケート結果の、学校に対するアンケートの中で、学園職員の対応でほとんどは概ね良好なのですが、悪いというのが49校中1校あるのです。その理由については把握していますか。

○教育長 学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 このアンケートの1の「悪い」というところの個別・具体的な内容は把握してございませんけれども、これから指定管理者と定期的に打合せを実施する予定でござ

います。

こうした声について、どのような声があったのか、またどういう対応を取っていくのかというところを指定管理者とも対応を検討してまいりたいと思います。

○教育長 壺内委員。

○壺内委員 アンケートの回答ですが、管理職が行った学年のどちらが対応するのでしょうか。あるいは、どちらが対応してもいいのでしょうか。

○教育長 学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 特にこの方ということを決めているわけではございません。日光林間学園を利用される際には、窓口になっていただいている教員の方がいらっしゃいますので、推測も入ってしまいますが、その方にアンケートの依頼をしているものと考えているところでございます。

○壺内委員 分かりました。ありがとうございました。

○教育長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。日光林間学校は子どもたちが非常に楽しみにしているのので、しかるべき対応をしてくださる管理者さんをお願いして運営していくところは、非常にいいことかなと思っております。

別紙2で財務状況をお示しいただいているのですけれども、ここの指定管理業者さんも株式会社でいらっしゃるという前提がありますので、持続的にやっていただくためには、収益がきちんと上がるような状態でやっていただく必要があるかなと考えました。

それを基にご質問なのですけれども、この別紙の損益計算書で行くと、経常利益が約160万円ちょっとというところで、売上高に対して1%、2%を下回るような形になるので、かなり控えめなのかなと感じました。その点、業者さんから、利益が圧迫されているといったような相談はございましたでしょうか。

○教育長 学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 今実施している指定管理者から、経営状態が厳しいといったことでの相談は現時点では受けていない状況でございます。

ただ、日光林間学園については広く多くの区民に利用していただけるようにということで、利用料金についてもかなり低く抑えているところもございます。

収益をあげることも重要と考えておりますが、区の行政財産を活用して運営していることもあり、1人でも多くの方に利用していただけるようにということで、料金についてもかなり控えめな形でやっております。今後、もし課題があれば、事業者とも調整をしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○教育長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。最近の物価高騰ですとか、燃料費高騰について、特に燃料費、光熱費については別途、貸付額をお渡しして、その中は十分足りているという状況に見えますので、あとは本当に時代に応じた形で区として対応いただければと思いました。

もう一点質問なのですが、販管費の中で、人件費の下に業務委託費が3,300万円余りあると思います。こちらは委託した業者さんから再委託する形で、一部切り出しているのかなとお見受けしました。再委託する場合に、どういった業者さんに発注されているのかというところは、区で把握されているのでしょうか。

○教育長 学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 業務委託費の内訳ですが、個々の案件等については把握をしていないところでございます。申し訳ございません。

○教育長 田中委員。

○田中委員 承知しました。しかるべき形で運営されていればいいと思うのですが、いわゆる多重委託という形で無駄なコストがかかることや、状況が不透明な業者に委託されているということがないように、できる限り把握していただくといいのかなと思いました。

以上でございます。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

井口委員。

○井口委員 この日光林間学園の施設なのですけれども、いろいろな自治体、市区町村が日光に施設を持っている中で、葛飾区のもの是非常に施設としてもすばらしいし、立地条件が本当にいいのです。いろいろな地区の施設が、霧降の滝へ上がって、かなり不便なところにあるのですけれども、葛飾区の施設は市内にあり、そこから歩いて東照宮まで行くことができます。二社一寺にも行けますし、向かいにすぐ東京大学の理学部の植物園もあり、すばらしいところにあるなど利用していただいていたと思います。

一方、いろいろな地区が日光の施設を手放しつつあります。耐震工事の費用が莫大にかかるから手放したという地区もあるようですが、そういう中でも葛飾区の施設はぜひ維持していただきたいと思います。

それで、5年ぐらい前ですか。全部屋にエアコンも入れました。それまで日光は涼しいから、夏もエアコンは不要だなんて話をしていたのですけれども、近年気温が上昇している中で入れていただくなど改善されつつあります。一つ気になったのは、離れにある体育施設が老朽化しつつあることです。雨天のときに移動教室の子どもたちが活用のできる場としていくのであれば、修繕なり、建替えは結構お金かかかると思うのですけれども、そんなことも必要かなと思います。そのあたりの見通しはいかがでしょう。

○教育長 学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 委員がご指摘のとおり、体育館もかなり老朽化が進んでいるという状況でございます。私も現場を確認させていただきましたけれども、特に施設がある地域は強風が吹き荒れるということも多くて、窓枠などかなり傷んでいる部分もあることを認識してございます。

そうしたところ、改築というお約束はなかなか厳しいところはあるかと思いますが、施設の修繕というところには、一定程度、手を入れていく必要もあるだろうと考えているところでございます。

○教育長 よろしいですか。

○井口委員 ぜひお願いします。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

上原委員。

○上原委員 今回のアンケートは、昨年度の結果ですよね。今年は、昨年度よりも物価が上がっているの、もしかすると一般の利用者が今後増えていくのではないかと考えています。

今年の夏休みシーズンにおいては特に、ホテル代が高騰している傾向にあります。そういったときに、特に若い人たちはこういうところを見つけて利用するのではないかなと思いますが、どのようにお考えですか。

○教育長 学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 今、全国的に宿泊施設の料金が上昇傾向にあるというところは、認識してございます。

日光林間学園は、かなり安い料金で区民の皆様、また障害者、高齢者の方々を含めて、いろいろな方がご利用できるように運営を行っているところでございます。

周りの施設が上昇傾向にあるからといって、すぐに料金は上げるということは考えてございませんけれども、そうした状況も、今後きちっと見きわめながら、必要な時期に応じて、先ほど指定管理者との協議というところもありましたが、そういったことも選択肢の一つとして、今後、検討していく必要があらうかと思っております。

○教育長 上原委員。

○上原委員 一般区民の方の借上保養所も利用料金が安価であることが認識されてきていて、夏休みだけでなく普段の日も空き室がなくなっています。日光の林間学園は立地がいいですから、利用する方が増えるようなことも考えていかなくちゃならないのかなと思います。あとは、お風呂などの水回りがどうしても傷みがちになるので、そういったところをよく見ていただくと、また利用者がもっと増えるのではないかなと思います。

いろいろな意味で、これだけよく使われるようになって、大分昔よりも知られてきているよ

うになっているので、それは、私はすごくいいかなと思っております。

あと一つだけ気になったのは、先ほど壺内委員がおっしゃったアンケートで「悪い」と書いた人についてです。「悪い」と回答するのは勇気があることで、なかなかできないことだと思っています。

だから、理由をちゃんと確認していくというのは、今後、必要ではないかなと思っております。今はお答えがなくて結構ですけれども、この辺を調べて、改善できるものだったら改善する。まして学校の担当者の人が悪いと回答するのは余程のことだろうと思うので、その辺もきちんと調べていただけるといいかなと思います。

これは希望です。お答えはなくて結構です。

○**教育長** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項の1を終わりいたします。

次に、報告事項等の2「東綾瀬小学校第二校庭の整備について」の報告をお願いします。

学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** それでは、「東綾瀬小学校第二校庭の整備について」のご報告をいたします。

1「経緯」でございますが、東綾瀬小学校敷地の東側に近接する所有地を東綾瀬小学校第二校庭として整備するため、令和4年2月に葛飾区土地開発公社が取得し、令和5年3月に区で買戻しを行ったところでございます。

今回、さらなる校庭拡張を図るため、取得した所有地の隣接地にある東京消防庁が所有する土地の一部を賃借し、あわせて整備することといたしました。

同校の要望や周辺の住環境への配慮から、校庭についてはゴムチップ系の舗装で整備する予定でございます。

2「施工概要」の(1)「整備内容」をご説明いたします。ア「校庭部舗装仕様」につきましては、ゴムチップ舗装で行います。イ「通路部舗装仕様」につきましては透水性インターロッキング舗装、また、一部コンクリート舗装で実施する予定でございます。また、その他の施設としまして、手洗い場兼足洗い場、あと時計塔やパーゴラ、ベンチ、防球ネット、植栽を予定しているところでございます。

(2)「整備面積」は1,460.60平米、ア「取得面積」は1,412.21平米。イ「賃借面積」は48.39平米となっております。

また、(3)「今後の予定」でございますが、9月に工事請負の契約を行い、令和6年度中の竣工を予定しております。

次ページをご覧ください。(1)「位置図」でございますけれども、右下の着色部分が、今回の第二校庭でございます。また、(2)「配置図」でございますが、敷地の南側、下の斜線

部分につきましては、東京消防庁より賃借する部分でございます。

また、学校との協議を重ねた結果、グラウンドにはポートボールのコートを2面。また徒競走用に40メートルのラインを引く予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

井口委員。

○**井口委員** 第二校庭の整備については本当にいいことだなと思います。例えば小菅小学校では地域図書館で校庭が狭くなったり、他にも学童保育クラブの建物を建てて校庭が狭くなったりしていく中で、広がっていくというのは、学校としてもとてもありがたいなと思います。

現在区内で第二校庭を持っている学校について教えていただけますか。金町小学校、葛飾小学校にも第二校庭があったと思いますが、ほかにはどうですか。

○**教育長** 学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** 第二校庭がある学校でございますけれども。小学校で言いますと、葛飾小学校、堀切小学校、清和小学校、南奥戸小学校、東柴又小学校などがございます。いずれも第二校庭ということで使われ方は様々なのですが、例えば学童保育クラブと連携して使用しているところや、子どもたちの活動場所としてグラウンドして活用しているところ、芝生化して地域の方も含めていろいろご活用いただいている場所等々、使われ方は様々になっている状況でございます。

○**教育長** よろしいですか。

○**井口委員** 中でこの活用方法は際立っていいなというような、教育委員会として何かつかんでいるものがあつたら教えていただけますか。

○**教育長** 学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** どこの活用方法がいいというのはなかなか申し上げにくいところがありますが、例えば、葛飾小学校については約2千平米ほどの面積ですが、芝生化されていて地域の皆様がきれいに維持管理をしてくださっているといった状況がございます。外から見たときも、非常にきれいな状態が維持されていて、子どもたちもその芝生の上で活動するというところに関しては、すばらしい教育環境なのかなと考えているところでございます。

○**教育長** よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の2を終わりといたします。

次に、報告事項等の3「学校プールの解体について」の報告をお願いします。

学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** それでは、「学校プールの解体について」のご報告いたします。

1 「概要」でございますが、令和4年度から学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導への移行が開始され、移行した学校においては、学校プールを利用していない状況でございます。

学校によっては、学校プールを解体することにより学校環境の向上が見られる場合もあることから、以下の考えに基づいて、学校プールの解体に着手していくものでございます。

2 「プール解体の考え方」でございますが、（1）増築校舎や校内学童保育クラブを必要としている場合。（2）プールの解体により効果的な活用が見込める場合。（3）児童1人当たりの運動場の面積が狭い場合。

こうした（1）から（3）のいずれかに該当する学校につきまして、個別に事情を考慮した上で、消防水利等について事前に消防署等との協議が整った場合、防災井戸を設置した上でプールの解体を行うものでございます。

3 「令和6年度着手校」でございますが、次ページをご覧ください。図でご説明をさせていただきます。

まず、上の図が金町小学校でございます。こちらですが、第一校庭と第二校庭の間にプールがあることから、敷地が分断されております。また、職員室や第一校庭からはプールが死角となって、第二校庭が見渡せない状況でございます。プールを解体することによって、第二校庭への死角が解消されるとともに、第一校庭との一体的な活用が可能になると考えております。

また、（2）「東綾瀬小学校」でございます。こちらは、第一校庭と今後先ほど申し上げた第二校庭を整備する予定でございますけれども、この間にプールが設置されていることによって、職員室や第一校庭からはプールが死角となって、第二校庭が見渡せない状況でございます。プールを解体することによって、第二校庭への死角が解消されるとともに、校庭の拡張につながるものと考えてございます。

4 「今後のスケジュール（予定）」でございますが、令和6年度中に学校プール解体基本設計を行い、令和7年度中に学校プール解体工事を実施する予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

上原委員。

○上原委員 非常にいいことだと思います。今は水泳活動を学校外で行っているところでは確かに必要ないと思います。

ご時世と言ってはなんですけれども、暑過ぎてプールに入ることができないという日が増えてきています。また、プールに入っても気温や水温が高過ぎて熱中症になるという可能性も増えてきていますので、そういった意味では、葛飾区のプールを民間に委託するというやり方は今の時代にマッチしているのではないかと思います。

地方と違って、屋外の学校外のプールに行くのに時間がかかるというわけではないので、葛

飾区のやり方というのはほかの区からしてもすごく先進的なものではないかなと思っております。

また、職員室から校庭を見渡せないというのは、本当に困ると思うのです。私も金町小学校を見たことがあります、職員室から第二校庭はほぼ見えず、死角になっていますよね。死角があるというのは、一番怖いことですので、そういった問題があるところから優先順位をつけて解体を考えていただけたらうれしいなと思います。

今年はこの2校となっていますけれども、来年度以降もお考えでしょうか。

○教育長 学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 先ほどの考え方に沿って、プールの解体によって学校の環境が改善されると見込まれる場所については、今後も計画的に進めていきたいとは考えてございます。

ただ、一方で、プールの解体をするとすると、当然設計にも数百万円かかります。また、解体するときにも、数千万円ほど経費がかかることが見込まれてございます。

そうした予算の状況もあろうかと思いますが、適宜、学校環境の向上につながるような取組を進めていきたいと考えているところでございます。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。

井口委員。

○井口委員 今の上原委員に関連してなのですけれども、今は区立学校の体育館全てに冷房が入っているのですけれども、あれは3年間で入れるときに、どこもみんな早くやってほしいという思いがあった中で、順番が明確にされていたのです。

こういうところを1年目、こういうところは2年目、3年目に回されるのはこういう理由だよということで、はっきりしていたと思います。このプールの解体についても、最初に金町小と東綾瀬小がどういう経緯で、解体を必要としている学校がみんな納得する明確な基準みたいなものを設けていただきたいです。毎年1校、2校ずつになってしまうのは止むを得ないので、計画的にやっていただきたいと思うのですが、何か明確な基準があれば教えていただきたいと思います。

○教育長 学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 今の時点で明確な基準があるかということ、正直、ございません。また、では今後のスケジュールはどういう順番で行っていくかというものが、今の時点で決まっているかということ、そこも今の時点ではまだ決まっていないというのが、現状でございます。

今後、こうした考え方に照らし合わせて、学校とも意見交換をさせていただきながら検討を進めてまいりたいと思います。

○井口委員 待っている学校が納得できるような基準が欲しいかなと思います。多分学校長から地域に説明をするときに必要になると思いますので、ぜひお願いします。

○**教育長** ありがとうございます。先ほど増築や学童の必要性があること、解体によって効果的な活用ができること、また1人当たりの運動場の面積が狭いというような、基本的な考え方は出しているところでございます。こういうようなところを数字化などもしながら、順番についても、学校にもご説明をさせていただきたいと思えます。

壺内委員。

○**壺内委員** 学校プールも大分老朽化していて維持管理が難しいいうえに、一時期しか使いません。さらにこの暑さということで、葛飾区の先進的な取組というのが全国的にも脚光を浴びているなと思えます。全国的には1割ぐらいが学校外のプールを利用しているというデータも出ております。

ぜひとも、これを推進していくと同時に、老朽化したプールについても計画性を持ちながら、できるだけ早く速やかに予算を確保して進めていただければと思えます。

学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導についても、授業は学校だけで行うものではないということの一つのお手本にもなりますので、ぜひ頑張ってほしいなと思えます。

以上です。

○**教育長** ありがとうございます。ご意見ということでお伺いできればと思えます。

田中委員。

○**田中委員** 私もこの解体の対象校についての質問をさせていただきます。2番のプール解体の考え方について、これが解体する学校を選定する条件になってくると思うのですが、これを見ると、温水プールを利用して、プールを使わなくなる学校でも、2番の(1)(2)(3)に該当しないと、解体に着手しないと取れるのですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○**教育長** 学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** 学校のプールというのがグラウンドに設置されているものもあれば、例えば校舎の屋上に設置されているものもございます。例えば、校舎の屋上に設置されているプールにつきましては、解体というところも正直なかなか厳しいのかなと考えてございます。

同じグラウンドに設置されているプールにおいても、設置場所、あとは先ほど言った各学校の事情によって、多少の優先順位と言いますか、温度差が出てくるものと考えておきまして、その辺の声をきちんと聞きながら、優先順位をつけてまいりたいと考えているところでございます。

○**教育長** 田中委員。

○**田中委員** ありがとうございます。優先順位は必要と思えますので、ご検討をお願いいたします。

また、今おっしゃっていただいたように、屋上にあるプールについては別で考えないといけないと思えます。どのように再活用していくかというところもご検討いただくという認識でよ

ろしいでしょうか。

○教育長 学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 例えば屋上にあるプールのうち現在使用していないものについて、今後どのような活用ができるのかということについては、教育委員会事務局の中でも、少し検討しながら、何かいい方策があるのかどうかも含めて、今後も引き続き検討を進めていきたいと考えております。

○教育長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。地域の方や保護者、学校などそれぞれの要望があると思いますので、そのあたり集約してご検討いただければ幸いです。

以上です。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。

谷部委員。

○谷部委員 消防水利等についてお聞きしたいのですが、消防署との協議は整っていると書いてあるのですが、地域とのお話し合いも進んでいるのでしょうか。

○教育長 学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 学校のプールの利用状況ということについては、まず学校と情報交換をさせていただいております。その上で、今のプールを使っていない状況、例えば地域の消防団の方々が使っているとか使っていないとか、そうした利用状況について、個別に確認をさせていただいております。

また、消防署とも、この学校のプールをなくした場合、支障があるかということについては、きちんと個別に調整をさせていただいております。今回、この両校ともプールを解体しても消防水利上、支障はないということで、消防署から回答を頂いているという状況でございます。

今後、地域の方々への発信ということですが、設計が進んでいく段階でイメージ図やスケジュールが見えてきますので、その時点で改めて、説明会や具体的な情報発信もしていきたいと考えております。

以上です。

○教育長 谷部委員。

○谷部委員 場合によっては、貯水槽なども設けるとかということも検討の中に入りますか。

○教育長 学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 今回のプールの解体に合わせて貯水槽を造るところは、今の時点では考えておりませんが、当然、例えば今進めている学校改築をしている中では設置について検討をしております。

実際に、先ほども申し上げたようにプールを解体する際には消防署との確認を進めていくということを前提で考えております。例えば、消防署からそのような要望があった際に、貯水槽を造るかどうかと、造った上でプールを解体するののかということも含めて、今後、検討していく必要があるかと思えます。

ただ、今回の2件につきましては、そういう必要性はないというところを確認したところでございます。

○教育長 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で、報告事項等の3を終わりといたします。

次に、報告事項等の4「令和6年度葛飾区立学校支援団体・個人に対する感謝状被贈呈者の決定について」の報告をお願いします。

地域教育課長。

○地域教育課長 それでは、私から、「令和6年度葛飾区立学校支援団体・個人に対する感謝状被贈呈者の決定について」ご報告をさせていただきます。

この制度は、3年間以上継続して葛飾区立幼稚園・小学校・中学校の運営に積極的な支援を行い、その功労が顕著な団体、あるいは個人に対しまして感謝状を贈呈し、学校支援のさらなる進展を図ることを目的として実施するものでございます。

感謝状の贈呈につきましては、区立幼稚園、小・中学校に推薦を依頼したところ、9団体・5名の方の推薦がございました。

葛飾区立学校支援団体・個人に対する感謝状贈呈実施要綱に基づき審査した結果、推薦していただいた全ての団体・個人を感謝状の被贈呈者として決定したものを報告するものでございます。

感謝状を贈呈される支援活動等、団体・個人の内訳につきましては、1「支援活動内訳」に記載の表のとおりでございます。支援活動は三つございます。まず、上段の学校教育支援活動ですが、これは学校内で行われている学習ボランティア、授業サポート、部活動指導補助等の学校教育を支援する活動でございます。こちらは5団体と1名の方が対象となっております。

次に、学校環境整備活動につきましては、学校内または学校周辺の清掃活動、学校内の花壇整備、学校施設の維持管理等の学校環境を整備する活動でございます。こちらにつきましては、2団体、1名の方が対象になってございます。

最後に、学校安全支援活動につきましては、登下校時の見守り、校門での挨拶運動、幼児・児童及び生徒の安全を支援する活動でございます。こちらにつきましては2団体、3名の個人の方が対象となっております。

2の「被贈呈者」につきましては、資料の裏面をご覧ください。「令和6年度葛飾区立学校支援団体・個人に対する感謝状 被贈呈者」の一覧でございます。上段の表につきましては、

9団体の各団体が支援した学校名、感謝状を受け取る団体名、対象活動、活動内容を記載してございます。

下段の表につきましては、個人の方5名を支援していただいている学校名、感謝状を受け取る方の氏名、対象活動、活動内容を記載してございます。

恐れ入りますが、表面にお戻りください。3「贈呈式」でございませけれども、本年10月8日午後3時から、会場については記載のとおり青戸地区センターにて区長から、各団体・個人に対しまして、感謝状を贈呈する予定でございませ。

ご報告は以上でございませ。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございましたら、お願いしたいと思ひませ。

田中委員。

○田中委員 こちらの表彰の対象になった方々は、教育に対して非常にご協力いただいておりますから、まず、感謝申し上げたいと思ひませ。

また、表彰された方々の活動の内容なのですけれども、例えば団体の中で、項番1、2、3、4の団体については上千葉、道上、青戸、東水元で図書ボランティア、読み聞かせ等をやられていると思うのですが、具体的な内容は少しずつ違ひのかなと思うのです。そういった活動内容を何か紹介するような機会があるのでしょうか。

それがあると、この学校もこうひことをして、子どもたちにとってプラスになっているのだという理解が深まる、いわゆるナレッジシェアの状態になり、活動がより広まっていくなと思ひませ、質問させていただきます。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 こちらの活動された団体の感謝状につきましては、区のホームページ、あるいは「かつしかのきょういく」等で広く周知を図っているところでございませ。

また、今後、それ以上の周知が必要だということであれば、事務局で検討した上で、何らかの形で新たな周知方法というのを考えていきたいと思ひませ。

○教育長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。例えば、職員内で各校の取組を共有していこうという話は、私は聞いたことがあるのですけれども、せつかく表彰する活動について皆さんの参考になればなと思ひませるので、ご検討いただければ幸いです。

○教育長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の4を終わりといたします。

次に、報告事項等の5「葛飾区体育施設指定管理者からの令和5年度管理運営報告の概要について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、報告事項等の5「葛飾区体育施設指定管理者からの令和5年度管理運営報告の概要について」説明申し上げます。

1「報告趣旨」といたしましては、地方自治法第244条の2第10項及び葛飾区公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条に基づきまして、葛飾区体育施設指定管理者から提出されました令和5年度管理運営報告の概要について報告するものでございます。

なお、葛飾区体育施設指定管理者は、住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体を指定しております。

次に、2「管理運営報告の概要」でございます。(1)「自主事業」につきましてはヨガや水泳等のスポーツコース等を展開し、区民の方々がスポーツや運動に親しみ、参加できる機会を提供する事業でございます。

表をご覧ください。奥戸総合スポーツセンター体育館では、72コースを実施し、1万358人の参加がございまして、増減数といたしまして、7コース、1,607人の増となっております。

温水プール館・エイトホールでは38コースを実施し、1,672人の参加がございまして、増減数といたしましては、2コース、148人の増となっております。

水元総合スポーツセンター体育館では43コースを実施し、2,536人の参加がございまして、増減数といたしましては8コース、420人の増となっております。

全体の合計といたしましては153コースを実施し、1万4,566人の参加がございまして、増減数といたしましては、17コース、2,175人の増となっております。

次のページへお進みください。(2)「体育施設利用状況」につきましては表のとおり、奥戸総合スポーツセンターをはじめとしまして、体育施策の利用人数総計は、214万3,219人で、前年度との比較は14万8,324人の増となっております。

なお、令和5年度は改修工事のため、以下のアからエのとおり、各施設の利用を休止してございます。

次のページへお進みください。(3)「令和5年度収支決算概要」につきましては、表のとおり、収入合計から支出合計を差し引いた損益は、5,059万592円で、(4)「区への還元」といたしましては、年度協定書第6条に基づきまして、利用料金収入還元金として127万8,978円が、また自主事業収入還元金といたしまして398万1,282円が区へ納入されてございます。

次に、(5)「外部機関による第三者評価の実施」につきましては、公益財団法人日本スポーツ施設協会が実施する指定管理者外部評価を受けました。その評価といたしましては、評価点数104点満点中98点、格付評価といたしましては、7段階中最上位の「AAA」といたしまして、経営体制及び管理運営体制が極めて安定的かつ良好な状態との評価を受けたものでございます。

次に、3「区の重点指導方針」といたしましては、「事業提案の確実な実行」や「自治体・地域住民との協働」を念頭に、安定した運営・維持管理に取り組みせるべく、履行状況の把握に努め、適切に指導を行います。

施設の維持管理面では、日常の点検・保守の的確な実施と適切な修繕を行い、区民にとって安全・安心及び快適に利用していただける施設環境を整えていくよう指導・監督してまいります。

なお、次のページの4(1)「損益計算書」及び、さらに次のページの(2)「貸借対照表」につきましては、指定管理者から提出されましたものを参考に添付してございます。また、別添資料といたしまして、生涯スポーツ課実施分を含む葛飾区体育施設事業報告書及び外部評価報告書の写しを参考に添付してございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、以上で、報告事項等の5を終わりといたします。

次に、報告事項等の6「スケートボード場の整備について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、報告事項等の6「スケートボード場の整備について」説明申し上げます。

まず、1「概要」でございますが、葛飾区スポーツ推進計画に掲げる「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」スポーツに取り組める環境整備の一環といたしまして、スケートボード場の整備を進めるものでございます。

2「候補地の条件」といたしまして、(1)住宅地から離れており、騒音が問題とならないこと。(2)夜間は閉鎖できること。(3)利用時間中は管理者が常駐できることとし、これらの条件を満たす一つの場所として、3に記載の、小菅西公園フットサル場の空きスペースを候補地としたところでございます。

ここで1枚おめくりいただき、別紙をご覧ください。資料上段に小菅西公園の全体図が、また下段にこの公園内にある小菅西フットサル場の平面図を掲載してございまして、その西側、資料で言うと左側の一部、約600平米ある空地を活用し、整備することを検討しているところでございます。

お手数ですが、1枚目にお戻りください。次に、4「整備の方向性」でございます。(1)初心者から中級者まで気軽に楽しめる施設とすること。(2)講習会など指定管理者の自主事業を展開すること。(3)興味・関心のある人が気軽に始められるよう道具のレンタルについて検討いたします。

次に、5「今後のスケジュール」でございますが、東京都とは3月の事前打ち合わせ後、6月より整備に向けた協議を開始いたしました。7月25日の文教委員会庶務報告後、8月には地元町会などへ説明に入り、9月から始まる予定の第3回区議会定例会へ設計に係る委託分の補正予算案の提出を行い、その後、設計及び工事契約を経て、令和7年度中には供用開始できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、お願いしたいと思います。

谷部委員。

○**谷部委員** スケートボード場は子どもたちからもすごく求められていたと思うので、「あ、ここの場所があったか」と思いました。最近墨田区で開設されたところでは、周りの方が、子どもたちの歓声とボードの音が問題になっているのもあったようなので、「ああ、いい場所を見つけたな」と思いました。夜間にクローズされる点もよかったなと思います。

スケートボードは公道では使用してはいけないということになっているのですけれども、子どもたちが滑って出かけるという姿も見受けられます。また、手すりを見つけ出したりとか、土手上も外れてしまったら土手下にダッと下っていってしまうのではないかと思います。そういうところだと公道じゃないので、大丈夫ということをやっていたり、階段のスロープの手すりとかでやっていたりという子も見受けられるので、早めにスケートボード場ができたほうがいいかなと思います。

こういうところがあるので、スケートボード場以外で使わないようにという啓発も一緒にできたらいいなと思いますので、よろしくお願いします。

○**教育長** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で、報告事項等の6を終わりといたします。

以上で、本日ご用意いたしました案件は終了といたします。そのほか何か、委員の皆様からご質問などございましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、令和6年教育委員会第7回定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 11時01分